

モニタリング期間やモニタリング実施月の変更を行う場合の手続き方法

支給決定を受けている計画相談（障害児相談）支援に関して、モニタリング期間等の変更を行う必要がある場合、下記のとおり手続きを定めます。

【運用開始日】令和7年9月1日

	届出方法	受給者証の交付	備考
1. モニタリング期間に変更はなく、 <u>実施月のみ</u> を変更する場合	<u>事前に</u> 「計画相談支援・障害児相談支援モニタリング実施月変更届出書」を市役所に提出する	無	必ず事前に届出書の提出を行うこと 事後申請は認められないため十分に注意すること
2. モニタリング期間を変更する場合	<u>事前に</u> 「計画相談支援・障害児相談支援モニタリング期間変更届出書」を市役所に提出する	変更箇所のシールを 発行し送付	

手続き方法

1. モニタリング期間に変更はなく、実施月のみを変更する場合

（提出書類）計画相談支援・障害児相談支援モニタリング実施月変更届出書

（ケース）本人や家族の都合により、モニタリングの実施ができなかった場合に、決定を受けているモニタリング月を翌月等に変更する場合

※事業所都合での変更は原則認められませんのでご注意ください。

手続きの流れ

- ①本人や家族にモニタリング月を変更する同意を得たうえで、事前に「計画相談支援・障害児相談支援モニタリング実施月変更届」を市役所に提出する。本人や家族に同意を得た旨は計画書等に記載する。
- ②届出書の提出を受けた市役所にて、内容を確認のうえ変更処理を行う。受給者証の発行はしない。
ただし、届出書の理由が認められない場合は、市役所から相談支援事業所に連絡する。
- ③変更した月にモニタリングを実施する。
- ④モニタリング報告書に、市役所に提出した「計画相談支援・障害児相談支援モニタリング実施月変更届出書」の写しを添付したうえで保管する。

2. モニタリング期間を変更する場合

（提出書類）計画相談支援・障害児相談支援モニタリング期間変更届出書

（ケース）サービスの支給内容は変更せずに、本人の状況に変化（GHを体験から本入居に切替など）が生じることにより、モニタリング期間を変更する場合

手続きの流れ

- ①モニタリング期間を変更することについて本人や家族に同意を得たうえで、「計画相談支援・障害児相談支援モニタリング期間変更届出書」を事前に市役所に提出する。
- ②届出書の提出を受けた市役所にて、内容を確認のうえ変更処理を行う。認められる場合は本人宛に「モニタリング変更通知書」の送付と併せて受給者証の変更があった箇所のシールを送付する。
ただし、届出書の理由が認められない場合は、市役所から相談支援事業所に連絡する。
- ③変更した月にモニタリングを実施する。